

事例 4

—個人有の発明の出願ルート：

TL0 の使用と「大学への忠誠」—

『江田教授は毎年20件近い発明を行っている。発明委員会で個人有と判断された発明は、実用化が比較的容易に見通せるものについては企業に譲渡している。それ以外は江田教授の勤務する大学に関連の深い TL0 (tlo 株式会社) 経由で特許出願している。江田教授が実用化見通しの立ちやすい発明を企業に譲渡するのはその方がスピーディーに実用化できると考えるからである。なお、江田教授が勤務する大学では、学長からなるだけ tlo 株式会社を利用して特許を出願する事が望ましいとの意向が示されていた。』

大学と TL0 関係者への質問

Q4-1. 江田教授の選択についてどのように考えますか

選択肢-1 妥当な選択である

選択肢-2 大学の tlo 株式会社を優先的に利用すべきである

選択肢-3 その他

Q4-2. 利益相反的な状況にある『大学への忠誠』についてどのように考えますか（我が国でそれに相当するケースがあるかどうか、何がそれにあたるかなど）

産業界への質問（大学と TL0 関係者への質問と違う部分に波下線）

Q4-1. 江田教授の選択についてどのように考えますか

選択肢-1 妥当な選択である

選択肢-2 自分が大学教員なら大学の tlo 株式会社を選択するだろう

選択肢-3 その他

Q4-2. 利益相反的な状況にある『大学への忠誠』についてどのように考えますか（我が国でそれに相当するケースがあるかどうか、何がそれにあたるかなど；産業界の会社に対する忠誠との対比でもコメントして下さい。）

大学関係者（事例4）

整理番号	回答者		江田教授の選択		事例4：大学のイニシアティブで設立したTL0の利用 - 忠誠問題を含めて -	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	妥当	TL0 その他		
1-1	助手	教育・研究	妥当		1. 左記の選択に関するコメント 2. 「大学への忠誠」等に関するコメント	
1-2	副学長	管理		TL0	2. 大学側が「望ましい」ではなく、「そうしなさい」と言うなら、大学の言う通りにするべきである。 1. 但し、教員の研究の研究をエンカレッジする仕組みが必要。 2. 大学の構成員として俸給を得ている以上、教員の活動の多くは制約を受けるのではないのか。	
1-3	教授	教育・研究		TL0		
1-4	部局長等の長	管理		TL0	2. 研究成果に伴う利益は大学に還元されるべきである。その成果に対して大学は教員へ給与等でインセンティブを考える。	
1-5	助教授	コーディネーション	妥当		1. あくまで個人所属の特許であることが前提。大学は個人を守る機関ではないという認識がある。 2. 国立大学の現状は「組織」とは考え難い。従ってそこへの「忠誠」も考え難い。独法化以後はリアリティをもつかもしれない。	国立大学は「組織」ではない=「忠誠」もない
2-1	教授	教育・研究	妥当			
2-2	研究協力部/部課長	研究協力事務		TL0	2. TL0のルートを良く理解してもらう必要がある。	
2-3	部局長等の長	管理	妥当			
3-1	助教授	コーディネーション		その他	1. これは、TL0、JST、企業、個人の4ルートが本来正しい。最も重要なのは「権利者に数量権を与える」という特許の基本原則からスクリーニングを強制すべきではない。又、TL0、JST、企業とその能力、得意分野にも差があり、選択は権利者の自由である。 2. 独法化すれば大学の教官として、しほりをかけたいのはわかるが、個人の能力で決まるこの問題は、そのしほりのために、人事交流(異動)を妨げて大学の活性化をはばむことにつながる可能性が大である。そのため、個人の自由は残した上で問題への取り組みが必要。(Free Agent的な考えも必要か)	
4-1	副学長	管理	妥当			
5-1	部局長等の長	管理		TL0	1. 所属大学にTL0があるならば、なるべく利用すべきである。それが所属大学にとってもプラスになると考えられる。 2. 大学への忠誠は教員の義務として重要である。	
5-2	助教授	コーディネーション	妥当		1. 毎年20件近い発明がある訳で、tl0(株)への貢献もある程度果たしていると考え。発明を迅速に社会に還元することにも配慮すべきである。 2. 元来職務発明で得た特許をも個人有にし得るとした訳であるから、TL0経由においても教授の負担(手間)が少ないことが条件となる。	
5-3	部局長等の長	管理		TL0		
5-4	部局長等の長	教育・研究		TL0		
5-5	教授	教育・研究	妥当			
6-1	教授	教育・研究	妥当		1. 発明委員会での判断基準で対応している点から、特に、本例も問題ないものとしてほしい。 2. 大学の経営組織が法人的であり投資活動もしているスタンフォードやハーバード大学では、「大学への忠誠」は認められるであろう。しかし、我が国では、私立大学といえども、教育/研究の公共性が求められる面もあり、忠誠という考えを拘り定められてはならないか。仮に、特許に関わる規定にこの考え方を盛り込むとしても、特許に対する研究者個人の貢献度が公正に評価され、さらには、それを奨励する、かなり大胆な報償制度の整備が前提条件になるであろう。	アメリカの私立大学でも研究費の大半は連邦政府からであるので、研究の公共性において公立、私立の差はない

整理番号	回答者		江田教授の選択		事例4：大学のイニシアティブで設立したTL0の利用 - 忠誠問題を含めて -	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	妥当	TL0 その他		
7-1	部局長等の長	教育・研究		TL0	1. 左記の選択に関するコメント 2. 「大学への忠誠」等に関するコメント	
7-2	助教授	コーディネーション		TL0		
7-3	教授	教育・研究			その他	1. TL0がないのでよく判らない。
7-4	部局長等の長	管理	妥当		1. この程度の事は本人の判断でよいと思う。 2. 大学への忠誠ではなく、国家公務員ならば国民への利益が最も重要。	
8-1	副学長	管理		TL0	2. 暗黙の義務としてあるが、明文化された事例はほとんどないと思う	
8-2	助教授	コーディネーション		TL0	1. 大学教官の研究は大学の身分、設備等を利用して成果が生まれている。このことから、大学への利益還元は常に考えるべきであると判断する。このことから、法人格を持たない大学では、大学TL0を利用して特許を出願するのが望ましい。情報化が進み、教官とTL0との情報が十分であれば、TL0で出願しても実用化は十分可能である。 2. 「大学への忠誠」とは、大学の発展に貢献することなのかどうか分からないが、兼業問題、学内ベンチャー等も十分議論が必要であるように思う。特に今後兼業者、ベンチャーの設立が急速に進むと思われる。研究成果が社会に貢献するが、学内設備、研究資金がそのままベンチャー企業等に流れる可能性がある。	
8-3	研究協力部/部課長	研究協力事務		TL0		
8-4	教授	教育・研究	妥当		1. TL0利用が望ましいが、絶対的な拘束力があるのか? 2. 独立行政法人化後、公務員型が崩壊し、契約社会となれば「大学への忠誠」も有り得る。	TL0利用は義務付けられていない契約と忠誠がリンク
8-5	部局長等の長	管理		TL0	2. TL0が所有する特許を基盤として大学の研究者と民間企業が共同研究を行い、新たに発生した発明はTL0から出願するのか企業から出願するのかという問題がすでに存在している。	
8-6	教授	教育・研究		その他	1. 現時点では仕方がなかったら。しかし、今後TL0に回すべきである。そのためにTL0の活動の主旨、利点のPRをもっとすべきである。 2. 現在までは大学の対応があまりにもお粗末であり、「大学への忠誠」がなされていなかった。これからは教員の意識を変えるべきか。 2. TL0の能力が他のものと比較して、著しく劣っているかどうか。	現在はしかたがない。将来はTL0に
8-7	教授	教育・研究		TL0		
8-8	学長	管理		TL0	1. 大学のTL0を利用して実用化の見通しの立ちやすい企業に譲渡するとよい。 2. 大学への忠誠を優先すべきである。	TL0から企業に
8-9	教授	教育・研究		TL0		
9-1	副学長	管理		TL0		
9-2	副学長	管理		TL0	1. “忠誠” “義理” など、個人の才能は良く評価すべきだが、所属機関に属しているかぎり、ルールには従うべき。 2. ある薬剤を使用中、主効果以外予期せぬ副作用、それも医学的に重要である時、これを企業を優先すると個人の利益は大きい。これは社会は成り立たぬ。帰属する機関を経て対処すべきである。	利益相反の本質をついた指摘である

整理番号	回答者		江田教授の選択		事例4：大学のイニシアティブで設立したTL0の利用 - 忠誠問題を含めて -	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	妥当	TL0 その他		
10-1	部局長等の長	管理		その他	1. 左記の選択に関するコメント 2. 「大学への忠誠」等に関するコメント	
10-2	助教授	コーディネーション		TL0	1. TL0を自ら育て、産業界への認知を進める。 2. 実用化を優先することと、発明者との合意を尊重するTL0を使用することは矛盾しない。	
10-3	部局長等の長	管理		TL0	1. TL0は研究者との合意を尊重。TL0営業力を学内で育てることが重要。 2. 特許は実用化することが最も重要である。	
10-4	教授	教育・研究	妥当		1. TL0の能力不足。海外出願がまったくできない。わが国に強い特許が生まれることが重要。 2. 忠誠心を求めるのであれば、TL0が海外出願までカバーすべき。先進諸外国に強い特許を取ることが重要。	海外特許までとれないと信頼に足るTL0にならない
10-5	教授	教育・研究		その他	1. この様な状況がおこるのは出願費用を企業が負担している場合であることが多い。Q1-2にコメントした様に、研究費から特許出願費用が支出でき、TL0に譲渡するルートを開くべきだが経費目的の一つになれば状況は大きく変わるだろう。	興味ある提言 TL0にすべきだが経費的に問題
10-6	教授	教育・研究	妥当		2. TL0だけでは出願費用からも、現実問題として多くの特許を扱いきれないのではないか？企業が譲渡することも認めたらうが、クロスライセンスなどとしても特許が活かされるのでは？ただしその企業が利用しないときに埋もれてしまわないようにする必要がある。	
10-7	部局長等の長	管理		TL0	1. TL0では実用化し難い特別な理由がない限り、合意を尊重。 2. 特許は実用化しなければゴミ同然。大学への忠誠は、次に重要。個人の収入はその次。	
10-8	教授	教育・研究	妥当		1. 企業原理に考えあわせると妥当な判断である。利益のフィードバックを大学(TL0)が受ける仕組み作りが必要。 2. モラル(忠誠心)はガイドラインにはならない。「利益」をどう取り扱うかを定める仕組みが必要。	自主規制的な利益相反のガイドラインには行動基準の軸が要らないか
10-9	教授	技術移転業務		その他	1. 我が国では、大学との雇用契約も不備であるし、TL0の位置付けもアマイであり、この判断を利益相反とするのは難しい。 2. まずは大学の方針とTL0の位置付けの問題を明確にする事が優先されるべきである。	TL0の位置づけが大切
10-10	助教授	教育・研究		その他	1. TL0が独立採算で運営されている場合、資本が脆弱であり、全ての権利を買い上げて、出願し、ライセンス営業が可能なのはなない。大学や地域の多岐に渡る出願案件を絞り込まざるを得ない場合には、止むを得ず、江田教授のような選択肢を採用するしかないのが現状ではないか。むしろ現状は、権利の買い手を伴って、TL0に相談に行くといった状況だと思う。 2. 例えば、大学で開発した技術を権利化し、技術移転をはかる際に、試作品製作と配布が必要となる場合がある。このケースでは、大学の保有する設備を利用した場合、国有財産法の見地から試作品の配布に当って、製作費の回収が不可能である。公益性を損なう可能性の利益相反に該当する可能性があるのかもしれない(？)。これは技術移転を損なう可能性があると同時に国立大学のルールに反する可能性も学んでいる。「大学への忠誠」に關係するかわからないが、現在、問題として抱えている案件である。	現状の問題点に関する多くの指摘
11-1	部局長	管理	妥当			

整理番号	回答者		江田教授の選択		事例4：大学のイニシアティブで設立したTL0の利用 - 忠誠問題を含めて -	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	妥当	TL0 その他		
12-1	部局長等の長	教育・研究	妥当			
12-2	研究協力部/部長	研究協力事務		その他	1. TL0を優先的に利用する学内ルールの確立が必要(大学有の概念の導入)。	TL0の位置づけが大切
12-3	副学長	管理		TL0	2. 本業(大学職員)においては「大学への忠誠」が賞られるべき。	
12-4	助教授	コーディネーション		TL0		
12-5	学長	管理	妥当		1. 大学の志願としてはTL0ルート。しかし、それを強制することは出来ない。 2. TL0ルートが実用化に早く結びつき、発明者のメリットが生じる	TL0のレベルアップが重要
13-1	副学長	管理	妥当		1. 現状では大学への忠誠が明文化されていないので、1を選んだ。 2. 国立大学では公務員としての忠誠義務はあると思うが、個々の大学への忠誠を誓うことが明文化されていない。意識は常識の範囲	
13-2	研究協力部/部長	研究協力事務	妥当			
13-3	教授	教育・研究		その他	1&2. 大学が独立で特許出願行すべき(TL0にたよるべきでない)。	TL0以外のルート
13-4	副学長	管理	妥当			
13-5	部局長等の長	教育・研究	妥当		1. 江田教授(大学教授として)の意向を尊重すべきである。 2. 原則的には大学へ忠誠すべきである。	
13-6	部局長等の長	管理	妥当		2. 日本ではまだ大学と特定TL0の関係を明確にしていなくて多いのではないかと。(日本で大学への忠誠に相当するケースは) 承知していない。	
13-7	教授	教育・研究		TL0	2. 日本では、大学(国など)への忠誠の意識は低い。個人の自由を表に出す傾向が強い。	
13-8	部局長等の長	管理	妥当		1. 「大学への忠誠」の判断基準が明確ではなく個々の価値観にゆだねられているため。 2. 国家公務員としての忠誠義務はあるが、大学への忠誠に対しては明文化されていないため、個人の判断である。	TL0の位置づけが大切
14-1	教授	教育・研究		TL0	1. 大学としてTL0の追跡を持ち、これを育てていこうというポリシーがこれからの大学のあり方だと思うので、当然、先ず自大学のTL0で対応すべき。 2. ケースバイケースにならざるを得ないが、一応のルールは作っておくべき。金銭が伴う場合には、きちんと契約で権利の範囲等を決めておく必要がある。そのような手続きを作っておくべき。	
14-2	教授	管理		TL0	1. ただし大学としての合意があれば(普通はTL0には)教官の個人参加では)。	
14-3	部局長等の長	管理		TL0		
14-4	部局長等の長	教育・研究	妥当		1. 自由な判断がゆるされるべき。 2. 「忠誠」は個人の利益と一致すべき。	
14-5	教授	教育・研究		TL0	2. 利益相反の考え方が、大学教官、企業に理解されていない状態ではないか。	
15-1	副学長	管理	妥当		1. この場合はTL0が大学の組織でなく、大学に關係の無いTL0株式会社であるからこれにより、個人の意思で入るTL0であれば選択肢1、全職員が入っている大学のTL0の場合には選択肢2が正解と考える。 2. TL0のシステムをしっかりと、この事例のような場合にどうすればよいかを明確にしておくことが必要。	TL0の位置づけが大切

整理番号	回答者		江田教授の選択		事例4：大学のイニシアティブで設立したTLOの利用 - 忠誠問題を含めて -	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	妥当	TLO その他		
16-1	助手	コーディネーション	妥当		1. 左記の選択に関するコメント 2. 「大学への忠誠」等に関するコメント	TLOの位置づけが大切
16-2	助教	技術移転業務	妥当		2. 個人有を認めることは、どのような機関から出願するも自由ではなからうか。発明は職務発明として大学(国)に帰属させるなら別。	
16-3	教授	教育・研究		TLO		
16-4	部局長等の長	管理		TLO	2. TLOをなるべく優先して、目に見える形で技術移転を推進すべきである。	
16-5	教授	教育・研究			1. 研究で繋がっている人間的な下口臭き付き合い、ドライに契約関係を築けない。ケース・バイ・ケースになりそうです。 2. 米国人の様にルールと契約で生きる社会の創設に努めるべきと思う。	契約関係を大学に導入する指摘
16-6	部局長等の長	教育・研究	妥当		2. 個人有なら出願するルートは自由です。	
16-7	教授	教育・研究	妥当		1. 将来はともかく、現時点では個人有とされた発明は純粋に個人のもの。学内全体の合意で左右できるものではない。大学への忠誠義務とは全時限(次元)の話。しかも「大学に関連の深いTLO」は「大学とは法的に無関係」である。 2. 大学に対する忠誠義務はあると思う。これは国家、地域社会、家庭に対するものと同じである。しかし、強制しなければならない義務は法律で明示すべきである。明示なしの忠誠義務を認めれば多数の横暴となる。	時限は次元か
16-8	助教	教育・研究		TLO	2. 大学の一人としてTLOを利用する事が望ましい。	
17-1	部局長等の長	教育・研究			1. TLOが特許出願経費を代わりするならば。 2. 現状国立大学であるので、大学の忠誠は不可。	
17-2	副学長	管理	妥当			
19-1	部局長等の長	管理	妥当			
19-2	研究協力部/部課長	研究協力事務		TLO		
19-3	学長	管理		TLO		
19-4	部局長等の長	管理		TLO		
20-1	学長	管理		TLO	1. どちらのルートをとっても結果は同じであるが、大学人としては、自分の属する組織の活性化を願った行動をするのが当然であると思う。 2. 『大学への忠誠』と言う表現は、しっくり来ないが、組織の中で活動を行ってその成果を利用する場合には、当然、所属する組織	
20-2	副学長	管理		TLO	1. どちらのルートをとっても結果は同じであるが、大学人としては、自分の属する組織の活性化を願った行動をするのが当然であると思う。 2. 『大学への忠誠』と言う表現は、しっくり来ないが、組織の中で活動を行ってその成果を利用する場合には、当然、所属する組織	
20-3	助手	教育・研究	妥当		1. 学長の意向はあくまで「・・・が望ましい」であり、これは教授の裁量を認めていると判断できる。	
20-4	部局長等の長	管理	妥当			

整理番号	回答者		江田教授の選択		事例4：大学のイニシアティブで設立したTLOの利用 - 忠誠問題を含めて -	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	妥当	TLO その他		
21-1	副学長	管理		TLO	2. 個人の裁量にまかせるが、TLOルートをすすめるべき。	
21-2	副学長	管理		TLO	1. 大学の構成員であるから大学の利益を優先すべきであろう	
22-1	研究協力部/部課長	研究協力事務		TLO	2. 組織人である限り、忠誠は当然であり、本件で考えるならば、社会に対し大学のステータスアップにつながる。	
22-2	副学長	管理			1. もっとはっきりした機関としての合意が必要である。 2. 本学では、むしろ個人的な利益の追求のみと言うのが現状で、TLOはない。	個人の利益が現状では優先
22-3	副学長	管理		TLO	2. 大学という活動の場あつての個人である。大学への忠誠を義務付けるのは当然である。	
24-1	助教	コーディネーション		TLO	2. TLOを使うことが利益相反にならないTLOにすべき。	
24-2	研究協力部/部課長	研究協力事務		TLO		
24-3	教授	コーディネーション	妥当		1. 日本の大学には特許に対するルールはない。TLOを育てるという意志を有する人はほとんどいない。改善をはかるべき。 2. 大学への忠誠はほとんど考えない。大学が自らの意志と予算で運営していくことを封じられている。ここに忠誠は生まれるはずはない。	やや極端と思えるが一面の現実か
24-4	教授	教育・研究	妥当			
24-5	部局長等の長	管理	妥当		2. 大学への忠誠を主張出来る程、学内の制度、事務のバックアップが整備されていない。	何かを提供してくれるものに忠誠心は働く?
24-6	学長	管理		TLO		
25-1	研究協力部/部課長	研究協力事務		TLO	2. 制度(手続)が明確になっていれば、大学人としてそれに従うべきである。	
25-2	副学長	管理		TLO	1. 個人有と言えども公的支援の下で実現した発明であるならば、公的性質を一定程度有するTLOの運用に委ねる方が妥当であろう。 2. 大学毎にTLOがあるわけではないので、TLO理由で「大学への忠誠」とはならない。私学と国立大学でも判断基準に差違が生じるであろう。	TLOは公的性質を持つ
25-3	助教	技術移転業務		TLO	1. 企業が適切な評価を支払って個人有の発明を譲渡することに異論はない。(現実には非常に低額であり問題である)。 2. 法人化前の国立大学においては、大学の忠誠に背く事にはならない。	法人化されれば忠誠が論じられるようになる
25-4	部局長等の長	管理		TLO	1. 大学への忠誠は当然。	
26-1	教授	教育・研究		TLO	2. 個人(私的)の利益よりも大学、大学よりも国家の利益が優先すると考える。	国の利益が優先
26-2	部局長等の長	管理		TLO		
26-3	部局長等の長	教育・研究	妥当		2. 本学にはTLOがないので考えたことはありません。	
26-4	部局長等の長	管理	妥当			
26-5	助教	コーディネーション		TLO		
27-1	教授	教育・研究	妥当		1. TLO=大学ではない、早期に企業化し利益に寄与すると大学への忠誠はどちらが大切か? 2. 忠誠を求めることにはそれなりの恩恵を与える必要がある。(給与、研究スペース、教員負担など)	忠誠は恩恵と裏腹
27-2	教授	教育・研究	妥当		2. TLOも件数に限度があり、全てを取り上げる訳ではない。	
27-3	部局長等の長	管理	妥当		2. 企業ルートが大学への忠誠に反すると即断できないと思う。	
27-4	部局長等の長	管理	妥当			

整理番号	回答者		江田教授の選択		事例4：大学のイニシアティブで設立したTLOの利用 - 忠誠問題を含めて -	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	妥当	TLO その他		
27-5	研究協力部/部/課、学務連携担当	研究協力事務		TLO	1. 左記の選択に関するコメント 2. 「大学への忠誠」等に関するコメント	
28-1	副学長	教育・研究		TLO	2. 大学への忠誠という考えでなしに地域産業との連携協力で貢献する環境作りをした。	地域>大学への忠誠
28-2	助教授	コーディネイション		TLO	2. (忠誠は)大学が、どのように報いてくれるかによる。正当に人事上の評価・研究費の優先的配分をすべき。	
28-3	学長	管理				
28-4	副学長	管理		TLO	1. TLOルートが望ましい。 2. 大学への忠誠は倫理上のこととすべき。	
28-5	教授	教育・研究		TLO	2. 国立大ではtloを利用した方がよい。	
29-1	副学長等の長	教育・研究		TLO		
29-2	教授	教育・研究		TLO	1. 状況により変わることもあろう。 2. 国立大学教官の大多数は「大学への忠誠」という観念は持っていないのではないかと。それは必要と思うが。	
29-3	研究協力部/部/課長	研究協力事務		TLO	1. TLO経路により大学として何らかのメリットが還元されるのであれば大学の方針に従うべきである。 2. 具体的には想定できないが道徳的・倫理的に問題がある場合以外は大学としてのメリットにも配慮すべきである。	
29-4	副学長等の長	教育・研究		TLO		
29-5	副学長等の長	管理		その他	1. 大学の方針によるべきと考えるが、TLO経路ではスピーディーに実用化できないとすれば、その体制を改めるべき。	
29-6	副学長	管理	妥当		1. TLO経路では、ものになるか分からぬうちに出願せざるを得ない状況がある(先願主義)。 2. 大学や企業には、チームワークを重視し、個人を特別扱いにしない雰囲気が存在していることが問題である。	
29-7	副学長等の長	管理		TLO		
29-8	教授	教育・研究		TLO	1. 大学人としては「大学への忠誠」が最優先されるべきであろう。 2. 大学人として「大学への忠誠」が最優先される一方、大学?また研究者の特許出願等に対して、最大級のインセンティブを確保すべきである。	
29-9	教授	教育・研究		その他	1. 規則化されていないならばどちらの判断も可。 2. 規則化しない間は議論は無駄。	
31-1	教授	コーディネイション	妥当		1. 国内産業に有効に役立つのであれば現行の制度下では妥当な選択。このような選択肢があるかぎり大学のTLOはいつまでも中途半端な存在のままだろう。 2. 我が国では大学だけでなく、国全体に忠誠という概念が無くなってしまっている。集団テロへの対応で見せたアメリカは国旗と国家への忠誠を小学校からたたき込んでいる状況とは全く違って、忠誠を基準に制度を考えるのは日本では難しい。	TLOの位置づけが大切な存在
31-2	助手	教育・研究	妥当		2. 上記の疑問では、「大学への忠誠」というよりは、大学が特許出願を特定の民間企業に委託するように指導すること自体があかしのでは、独立法人化に際し、特許の産み出す資金が大学の研究資金に利用されるケースが出現すれば、「大学への忠誠」は大きな問題となるであろう。但し、大学が忠誠を求めるのなら、それに見合ったサポート体制を教員に提供するのが当然であろう。	忠誠は支援提供と裏腹の関係

整理番号	回答者		江田教授の選択		事例4：大学のイニシアティブで設立したTLOの利用 - 忠誠問題を含めて -	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	妥当	TLO その他		
31-3	助教授	教育・研究	妥当		1. tloでの実用化が早くなればtloで出願するようになると思う。 2. 自分では「大学への忠誠」より「学問への忠誠」を優先している。	科学・学問への忠誠は利益相反の基準の一つ
31-4	教授	教育・研究	妥当			
31-5	教授	教育・研究		TLO	1. 制度があるなら使うべきだ。 2. 日本の国立大学に大学としての主体があるとは思えないので、忠誠を示す相手がいない感じがする	国立大学に大学としての主体がないとの指摘
31-6	助手	教育・研究		TLO	1. 発明が個人有と判断されたとしても、当該大学機関に所属していなければ有り得ないものであれば、大学の意向に従うべき。全て個人の方で生み出したものであれば個人の自由。 2. 経験が無いので(忠誠)該当するケースは分かりません。	
31-7	教授	教育・研究	妥当			
31-8	教授	教育・研究		TLO	1. tlo株式会社経路でも実用化を促進できるような配慮がある。 2. 国立大学での研究・教育は国民に委託され、国税で行っているものであり、大学への忠誠は、言い換えれば国民への忠誠である。スタンフォード大学のように私立の場合は採用時点でお互いが納得して契約しているはず。	
31-9	助手	教育・研究	妥当			
31-10	助手	教育・研究	妥当			
31-11	教授	教育・研究		TLO	2. 企業から出願すれば手数料もかからず、手取り早く研究費の名目でお金が支払われることが問題であろう。今後の独立法人化も考えれば大学TLOから出願すべきだろう。	
31-12	教授	教育・研究	妥当			
31-13	助手	教育・研究		TLO		
31-14	助教授	教育・研究	妥当			
31-15	助手	教育・研究		その他	1. 江田教授はtlo株式会社に発明を実用化する力(迅速な行動力、能力、魅力)が欠けていると判断されたものではありませんか? 欠けていなければ、発明を企業に譲渡しないと思います。	
31-16	助教授	教育・研究	妥当			
31-17	教授	教育・研究	妥当			
31-18	教授	教育・研究	妥当			
31-19	教授	教育・研究	妥当			
31-20	助教授	教育・研究	妥当		1. 発明委員会で個人有としたのならそのあとの処理は自由とすべきである。	自由であり、大学として全くトレスもしていない
31-21	教授	教育・研究		TLO		
31-22	教授	教育・研究	妥当		2. 状況に応じて	
31-23	教授	教育・研究		その他		
31-24	教授	教育・研究		その他	1. 特許の内容の詳細が分からないと何ともいえない。 2. 基本的には、従来の日本の国立大学制度は、『大学への忠誠』を過大視していると思う。	大学の甘えの構想の指摘か?
31-25	助教授	教育・研究		TLO		
31-26	助手	教育・研究	妥当		1. 発明委員会で個人有と判断された発明であるから、必ずしもtlo株式会社を優先する必要はないと考える。	
31-27	助教授	教育・研究	妥当			
31-28	助手	教育・研究	妥当			

整理番号	回答者		江田教授の選択					事例4：大学のイニシアティブで設立したTL0の利用 - 忠誠問題を含めて -	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	妥当	TLO	その他	その他			
31-29	教授	教育・研究		TLO					
31-30	教授	教育・研究		TLO			2. 大学への忠誠を第一に。		
31-31	教授	教育・研究	妥当						
31-32	助手	教育・研究		TLO					
31-33	助教授	教育・研究				その他	1. TL0のサポート体制に依存すると考えます。実用化がスピーディーに行えない状況であれば社会的な責任を果たせない状況になることも考えられます。	TL0のサポート体制が必要	
31-34	教授	教育・研究	妥当				1. 個人有であれば問題なし。 2. 特許権の帰属を大学にも認めればよい。	法人格のない大学は権利を所有できない	
31-35	助手	教育・研究				その他	1. TL0ルートがあまりにもひどいならば江田教授の選択もやむを得ない。TL0ルート次第。 2. 利益相反にも程度がある。忠誠にある程度は答えられるように(大学側が)なってないといけぬ	忠誠は双方交通の関係	
31-36	助手	教育・研究				その他	1. TL0のコンセプトは、大学の研究を産業界へ寄与する橋渡しの役を行うことにあると考えれば、相田教授の選択も妥当となる。ただし、スタンフォード大のような規則があれば、TL0を優先すべきである。 2. 我が国では、制度として「大学への忠誠」が決まっていることはないと考えられる。ただ暗黙に了解しているものが多数をしめると考えられるが、規則として制定すべきと考えている。	TL0のコンセプトとは？	
31-37	教授	教育・研究		TLO			1&2. TL0の機能にもよるが、原則的にはTL0経由で出願すべきであろう。		
31-38	助教授	教育・研究				その他	1. 判断が難しいですが、気持ちとしては1に近いです。合意ならば文書化されているべき。 2. 企業の場合も、おそらくはスタンフォード大の例でも、雇用契約に定義がされていると考えます。規則が明確に定義されていれば、それに反する行為が「忠誠」に反する行為です。	・TL0の位置づけが大切 ・雇用契約と忠誠は一体	
31-39	助教授	教育・研究		TLO					
31-40	助教授	教育・研究		TLO					
31-41	助教授	教育・研究		TLO					
31-42	部局長等の長	管理		TLO			2. TL0を守り立てようとの意識。		
31-43	教授	教育・研究	妥当				1. 個人有と判断されたものは、個人の意見にまかせばよい。		
31-44	助手	教育・研究	妥当				1. 大学教官(国家公務員)であっても、任用の際には特許等に関して大学長と契約(誓約)を結ぶべきである。契約がない場合には選択肢-1で問題ないと考える。 2. 任用の際に、大学への忠誠を誓約することについては問題ないと考える。誓約していない場合には、教職員の判断に任せるほかは		
31-45	助教授	教育・研究	妥当						
31-46	助手	教育・研究		TLO					
32-1	副学長の長	管理		TLO					
32-2	部局長等の長	管理	妥当						
32-3	部局長等の長	管理	妥当	TLO			1. どちらの考えもありうる。		
33-1	助手	コーディネーション	妥当				2. 現状では特定TL0への譲渡義務は何ら存在しない。最も販売力のあるTL0への譲渡がなされるであろう。		
33-2	副学長の長	管理		TLO			1. 但し大学のTL0が十分機能している事が必要。 2. 大学への忠誠に対して、発明者に対してしかるべく評価を大学が行い、それを実行すべき枠組みがなければならない。		

整理番号	回答者		江田教授の選択					事例4：大学のイニシアティブで設立したTL0の利用 - 忠誠問題を含めて -	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	妥当	TLO	その他	その他			
34-1	助教授	コーディネーション	妥当						
34-2	教授	教育・研究		TLO			1. 特許出願はTL0経由を原則とすべきと考えます。 2. 法人化された場合、特許取得の問題は大学として制度化し、大学に所属するものとすべきと考えます。		
35-1	助教授	教育・研究	妥当				2. 抽象的ガイドラインではなく、契約でできることとできないことを定めておくべき。	契約が忠誠の前提	
37-1	副学長の長	管理		TLO			1. 企業に譲渡した対価をどのように取り扱うか、1の選択肢も可。 2. それに相当するものを知らないが、(忠誠について)どのように取り		
38-1	助手	教育・研究		TLO					
38-2	助教授	コーディネーション	妥当				1. tlo理由の明確な合意があれば2。 2. 私学であれば当然、他大学を利用する行為を『忠誠』に反する。国立の場合は、他国を利用する行為となるが、科学技術の本来の姿から『忠誠』の概念ははずれていると考える。		
38-3	助手	教育・研究				その他	1. TL0を介しての特許出願の迅速さが課題。 2. 公務員であるからにはTL0の利用は必要。		
38-4	部局長等の長	管理		TLO			2. 大学への忠誠と言うより、社会への貢献という視点で考えればよい。その意味ではTL0を経由しない方がスピーディという理屈はおかしい。TL0でもスピーディーにできる。	TL0がスピーディーではないと決めつけるのがあかしい	
38-5	助教授	コーディネーション				その他	1. 米國大学で「大学への忠誠義務」を明記するならば、その具体的義務内容が採用契約時に本人に対し明示されていると思われる。米國の大学、会社の契約は非常に詳細かつ網羅的である。この事例について、教員の忠誠義務違反を問うならば、日本の大学でも詳細な規定、契約を整えるべきであろう。 2. 米國大学で「大学への忠誠義務」を明記するならば、その具体的義務内容が採用契約時に本人に対し明示されていると思われる。米國の大学、会社の契約は非常に詳細かつ網羅的である。この事例について、教員の忠誠義務違反を問うならば、日本の大学でも詳細な規定、契約を整えるべきであろう。		
38-6	学長の長	管理		TLO			2. 大学への忠誠というより、結果として社会への貢献を重視すべきである。本事例では、TL0を通して実用化すればよい。		
38-7	部局長等の長	管理		TLO			2. 一方的に忠誠を求めても無理。		
38-8	教授	教育・研究	妥当				2. 誰に帰属するかが問題で、「大学への忠誠」が問題でないだろう。		
38-9	部局長等の長	管理				その他	1. 一概に言えない。		
38-10	教授	教育・研究		TLO			1. 最終的にはスタンフォード大学の事例のように、すべての権利を一義的に大学に帰属させるのがよい。 2. 発明委員会の判断はTL0等の組織が整備されるまでの経過措置として、個人への権利の帰属を認めているので、本来は大学への忠誠ないし国への忠誠は国立大学では全ての構成員に要求されている。	議論の余地あり?	
38-11	教授	教育・研究		TLO			2. 大学に利益をもたらし得る場合は考慮すべき。		
38-12	副学長の長	管理	妥当				1. 大学での発明をより広く普及、実用化させる観点からはTL0に優先使用を認める方がbetterである。 2. 国家公務員である国立大学の教官の場合は、大学あるいは国への忠誠は社会への説明責任上重要である。	アカウンタビリティーとの関係	
38-13	助手	教育・研究							

整理番号	回答者		江田教授の選択			事例4：大学のイニシアティブで設立したTLOの利用 - 忠誠問題を含めて -	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	妥当	TLO	その他		
38-14	副学長	管理	妥当			1. 左記の選択に関するコメント 2. 「大学への忠誠」等に関するコメント	
38-14	副学長	管理	妥当			1. 選択肢1から選択肢2に移行するのが望ましいが、現在のTLOの状況を見ると、選択肢1も止むを得ない。 2. 法人化以後、大学内で研究費の重点配分を受けた場合は当然、大学への忠誠は求められる。	
39-1	副学長	教育・研究	妥当				
39-2	部局長等の長	管理		TLO			
39-3	教授	教育・研究	妥当			1. 現時点では、1が妥当。本来は解説とあるように、大学と教員の間でちゃんとした雇用契約を結びそこで処理すべき。 2. わが国では、ここ(忠誠)が大変あまい。大学側で対応できない。この場合、大学としても個人の権利に報いるシステムが必要。	
39-4	助教授	教育・研究	妥当			1. 現時点ではTLOの機動力に疑問の声もある。TLO活性化が先決。当然である。しかし、具体的に何をすべきか明示されていない事が多く、知らぬ間に「裏切」っていることもあるのでは？	
39-5	教授	教育・研究	妥当			1. 特許出願はきわめて実利的な行為であり「大学への忠誠」を第一義とするのは不合理。むしろ大学TLOの能力を学外機関のレベル以上に引き上げることを優先すべき。 2. 「大学への忠誠」を問う以前にTLOが十分信頼されるに足るレベルに達している事が先決である。	TLOの信頼性確保が課題
39-6	部局長等の長	管理	妥当			2. 現状では「ない」。	
39-7	部局長等の長	管理	妥当				
40-1	教授	技術開発		TLO		1. 大学も一つの組織である以上、服務規定に従うべき教員・職員より成り立つ。 2. 当然「大学への忠誠」は尊重すべきであり、本事例ではTLO特許を利用すべき。他のチョイスは、江田教授個人としてはありえない。	
40-2	副学長	管理					
40-3	部局長等の長	教育・研究		TLO			
40-4	教授	教育・研究	妥当			1. 「なるだけ」ということであれば問題ない。最終的に社会還元につながれば良いと思う。 2. TLOが特許を社会還元できる力があれば問題ないと思う。	
40-5	助教授	管理		TLO			
40-6	部局長等の長	管理	妥当			1&2. TLOはそのための機関と考えている。	
40-7	部局長等の長	管理			その他	1. TLOから企業への特許譲渡のプロセスを規定するように改める。 (忠誠は)当然と思われず。	
40-8	学長	管理		TLO		1. TLOのシステムが確立されている場合には、スタンフォード大学方式が発明者、大学、企業のそれぞれにとって健全な在り方と考える。 2. 国立大学の場合は大学への忠誠は国への忠誠に通じる。我が国では契約の概念が希薄なので問題が起こりやすい。しっかりした契約制度を確立した上でTLOルートを採用すべきと考える。	契約が忠誠の前提
40-9	研究協力部/部局長	研究協力事務	妥当			2. 基本的には企業の研究員と同様の取り扱いとする方向に諸準備が必要と思われる。	
40-10	部局長等の長	管理		TLO		1. 大学TLOを利用するのが望ましいが、現在のTLOの予算、人員の規模では企業ルートの方が有利な場合が多い。 2. 教員には大学への忠誠という概念が希薄である。TLOの主旨が理解されていない。	現実には企業>TLOになる
40-11	副学長	管理	妥当			1. 個人の選択に委ねられている。 2. ルールや考え方が定着していない。	

整理番号	回答者		江田教授の選択			事例4：大学のイニシアティブで設立したTLOの利用 - 忠誠問題を含めて -	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	妥当	TLO	その他		
40-12	部局長等の長	管理	妥当				
40-13	助学	教育・研究	妥当				
40-14	教授	コーディネーション		TLO			
41-1	研究協力部/部局長	研究協力事務	妥当			1. TLOの企業努力が必要(迅速出願、サービス度等)	
41-2	助教授	コーディネーション	妥当			1. 現状では仕方ない選択と考えられます。 2. 日本の大学にまだ「大学への忠誠」意識は育っていない。これから大学間や産業界との交流/移動が更に盛んになり、インセンティブをよほど大きくしないと定着しない。	
41-3	副学長	管理	妥当			1. (忠誠は)一般的な義務ではない。学問的な評価と運動させるのみ。	
42-1	助教授	教育・研究		TLO			
42-2	教授	教育・研究			その他	1. TLOを優先的に利用して欲しいところだが、江田教授の選択はこの状況では許容される範囲であり、非難されるものではない。TLO優先とするには、機関としての何がしかの合意を必要としよう。 2. 大学が機関としてのTLOルートの採用を決めているのではないと限り、特許出願ルートについて大学への忠誠を問われることはない。大学への忠誠を問うなら機関としての何らかの規則、決定あるいは合意が必要である。	TLOの位置づけが大切
42-3	教授	教育・研究		TLO		1. ただし、企業化、実用化が容易に行えるようなシステムを整備しておく必要がある。 2. 「大学への忠誠」の上に「社会への忠誠」があり、両者が対立するような状況があるのではないか。	
42-4	研究協力部/部局長	研究協力事務		TLO		2. 個々の教員の意識によるところが大きい。個人としての利益を重視するか、大学を含めた利益を重視するかは教員の本音のところが意識による。	
43-1	教授	教育・研究			その他	1. TLOの機能に依存する(どちらの組織が実用化に早く到達するか)。 2. TLOが完全に大学に帰属し、その能力・機能が十分であれば大学	大学にマネジメントがああって初めて忠誠論が成り立つ=法人化はそれに繋がる
43-2	部局長等の長	教育・研究	妥当			1. 忠誠の意味を明確にしておかなければ、精神論のみではコントロールできない。昇任や予算配分などにリンクすることが必要。 2. 現在の国立大学には、本質的なマネジメントはないので、忠誠自体に意味がない。国立大学法人化などで状況が変化すれば、忠誠を醸成することも可能となり得る。	現実的提言
43-3	学長	管理	妥当			2. 大学人の特許への関心が低い状況では、無条件で出願を認め、将来度がすぎたらコントロールしては。	
43-4	研究協力部/部局長	研究協力事務		TLO			
44-1	学長	管理		TLO			
44-2	教授	教育・研究		TLO			
44-3	教授	コーディネーション		TLO		2. 個人帰属の場合にJSTに特許出願を依頼するケースがありうるが、この場合大学に特許収入が入らないので大学への忠誠に反する。	
44-4	部局長等の長	教育・研究	妥当				
44-5	部局長等の長	教育・研究		TLO			
44-6	副学長	管理		TLO		1. 上記の??から。 2. 機関研究なら同種のものと考えられる。 2. 「大学への忠誠」はガイドライン作成にあたって重要な検討項目。	

整理番号	回答者		江田教授の選択			事例4：大学のイニシアティブで設立したTLOの利用 - 忠誠問題を含めて -	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	妥当	TLO	その他		
44-7	部局長等の長	管理	妥当			1. 左記の選択に関するコメント 2. 「大学への忠誠」等に関するコメント	
44-8	教授	教育・研究	妥当			1. 現状では妥当と考える。 2. 「大学への忠誠」の具体的な説明がなされていることが望ましい。	
44-9	部局長等の長	管理		TLO		1. 「TLO利用が望ましい」は希望であると判断する。もし大学機関として合意されていればそれに従うのがルールと思われる。 2. 大学への忠誠はある程度配慮されるべきだが、国民へのアカウタビリティのほうが重要かと思われる。	本アンケートでは、大学という「組織」への帰属意識が精神的に支柱になるかを目的の一つであった
44-10	研究協力部/課長	研究協力事務		TLO		1. 大学との契約を制度的に、確立する必要がある。 2. 大学が法人化・民営化された場合には特に契約の在り方を具体的に検討する必要がある。	
44-11	部局長等の長	管理	妥当			1. 当該大学への経費（研究費）の還元（還流）というTLOの利点を活用すべきである。 2. 国の税金で運営される国立大学の研究者が職務上生じた発明の届出を怠る例もあり、問題である。	
45-1	教授	教育・研究		TLO		2. TLOを通しての出願が法的には義務付けられていない。全学的な決議等で義務付けるならばそれも一つの方法。	
45-2	助教授	教育・研究		TLO		2. 独立行政法人になれば「大学への忠誠」がより具体的な問題となるだろう。	
45-3	部局長等の長	管理		TLO		2. “大学への忠誠”という言葉が極めて抽象的である。ルール作りを進めるべき。	
45-4	教授	教育・研究	妥当			2. “大学あつての研究”である度合によって判断される。恩恵の度合を、合理的に判断すればよい。	
45-5	部局長等の長	管理	妥当				
47-1	教授	教育・研究		TLO			
47-2	部局長等の長	管理	妥当				
48-1	部局長等の長	管理		TLO		2. 実用化を考えるとTLOを優先すべきである。	
48-2	学長	管理		TLO		1. TLO経由の方が合理的であり、企業への利用のスピーディー化が図れる。	
48-3	部局長等の長	管理		TLO		1. 個人有であっても、一般の校費で研究が行われたのであれば、大学の意向を尊重して個人は行動すべき。江田教授のように考えると、TLOには採算性のとりにくい特許のみが行くことになるのではないか。 2. 上に書いたように、大学の研究費で研究をやっているならば、例え個人の特許であろうとも大学の意向に従うべき。（なお、02の場合は全く状況が異なる）	TLOの位置づけが大切
48-4	部局長等の長	管理		TLO		1. 大学のTLOのシステムを効率よくする事も大切である。 2. 大学の教員の成果の利益配分を、大学と個人に対して明確すべきである。	
48-5	研究協力部/課長	研究協力事務		TLO		1. 大学に所属していることは、大学の利益を考えるべきである。	
48-6	部局長等の長	管理	妥当			1. 現状では、早急に実用化を進めるという点で妥当と考えるが、それに伴う利益については公的に換元できるようにすべき。 2. 「大学への忠誠」という言葉は封建的表現で関心しない。	
48-7	教授	教育・研究		TLO		2. 大学が経済的に特別な援助を行った場合、大学を経由すべきである。	
48-8	部局長等の長	管理	妥当				
48-9	部局長等の長	コーディネーション	妥当			1. TLOが民間に負けないよう頑張るべき、株式会社なのだから甘えは禁物。 2. 国への忠誠の方が大切。民間が特許を生かせれば、その方が税	

整理番号	回答者		江田教授の選択			事例4：大学のイニシアティブで設立したTLOの利用 - 忠誠問題を含めて -	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	妥当	TLO	その他		
48-10	助教授	コーディネーション	妥当			1. 左記の選択に関するコメント 2. 「大学への忠誠」等に関するコメント	忠誠のためにはルールが必要=契約が必要に通じる
49-1	部局長	管理		TLO			
49-2	教授	教育・研究	妥当			1. もしも大学でその決まりがあるのなら大学のTLOにするべきなのでしょう。	
50-1	助教授	コーディネーション		TLO		1. スピーディーに実用化できるという判断は個人的な便宜解釈であり、必ずしも企業側の判断とは合致するとは限らない。このケースにおける処置は忠実義務違反に相当するものと考えられる。場合によっては、忠実義務違反だけに留まらず、TLO活動そのものをも阻害することになりかねない問題である。 2. 大学発明は、原則、職務発明として取り扱われるべきであり、その場合、忠実義務についても明確にルール化し、それを監査する内部監査体制を整備しておく必要がある。	忠実義務違反について吟味必要
51-1	部局長	管理				1. 発明委員会を通しているのであれば、忠誠を背くことにはならない(大学?)。	
51-2	助教授	コーディネーション		TLO		1. 譲渡した先の企業が実用化するとは限らないので。(TLOと企業との共創の道もある)	
51-3	部局長等の長	管理			その他	1. 特許の内容による。 2. 外部資金の導入が多くなると「大学への忠誠」は失われていくのでサイドランが必要である。	
51-4	教授	コーディネーション		TLO		1. 日本の大学には「大学への忠誠」という思想はほとんど存在しないとと思う。	組織への帰属意識がないと言え換えられる?
52-1	部局長	管理		TLO			
52-2	講師	コーディネーション		TLO		2. 大学(所属組織)の方針には従うべきであろう。倫理の問題。	
53-1	助教授	教育・研究		TLO			
53-2	その他	教育・研究		TLO		1. 江田教授の考え方は論外である。組織人として大学から給料をもらっている限り、TLOルートが優先するのは当然。将来国立大学法人になれば、法人所有となるだろう。そうすべきと考えている。その場合、江田教授の選択は不可能となる。	
53-3	研究協力部/課長	研究協力事務		TLO			
53-4	部局長等の長	管理					
53-5	学長	管理		TLO		2. (忠誠については)話し合い。	
53-6	部局長等の長	管理		TLO		1. 所属する大学の組織(人、金、設備など)を使っているから(TLOを利用すべき)。 2. 倫理上の問題としては重要な事柄である。きちんとした規則を作成すべきである。	
53-7	部局長	管理		TLO		1. 個人の発明とすることがおかしい。所属大学が、TLOに管理させるのがよい。スピーディーに実現化されるかどうかは大学TLOの姿勢(戦略)次第。 2. 大学の教員発明は、大学(あるいは大学TLO)に所属とすべき。もちろん、大学でそのロイヤリティーを得たら、その配分は大学の基準による。研究者への配分率も十分に考慮すべき。	
54-1	学長	管理		TLO		1. 学長の方針が示されており、TLOも設立されているのであれば、TLOを利用すべきである。 2. 研究者=教員のモラルの問題になってしまつて大学として、「大学への忠誠」を保证する制度、システムが必要と考える。	

整理番号	回答者		江田教授の選択					事例4：大学のイニシアティブで設立したTLOの利用 - 忠誠問題を含めて -	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	妥当	TLO	その他	その他			
55-1	教授	教育・研究							
55-2	副学長等 の長	コーディネーション			TLO			1. 特許使用権を公平にすべき。 2. 忠誠心だけでは生き残れないので程々に。	
55-3	研究協力 部/部課 長	研究協力事務			TLO				
57-1	研究協力 部/部課 長	管理			TLO				
57-2	副学長等 の長	コーディネーション			TLO				
57-3	学長	管理			TLO				
57-4	副学長	管理			TLO				
57-5	副学長	管理			TLO				
57-6	副学長等 の長	管理			TLO			1. 学長の意向に配慮した方が良い。 2. 大学に籍をおき、直接・間接的に研究を支援されているので、大学への忠誠は当然である。	
57-7	助教授	コーディネーション			TLO			1. 大学も組織として産学連携に係わる必要があると考えています。従って大学での研究からの特許は固有またはTLO会社に帰属し個人帰属にはしはけないと考えます。 2. (忠誠については) 設問の趣旨がよく分かりません。	
58-1	教授	技術移転業務	妥当					1. 今後の制度のあり方をどうすべきかということは別にして論じるべき。現状において、江田教授の判断の適否を問われれば、妥当だと思ふ。TLOが株式会社である以上、大学としてもTLO利用を強制できないはず。TLOがスピードイーに実用化を図れるようになってきていることを前提に、大学がルールを定めることが先決ではないか。 2. 大学に所属している以上、大学が求めることに対する義務が生じることは当然であると思ふ。しかし、忠誠心を求めるなら、任用する時点で大学のルールを明確しておくべき。現状において、いきなり忠誠心を求めても説得力に欠ける。発明委員会個人有と判断された個人の財産の処分について他人がとやかく言うのは財産	・TLOの位置づけが大切 ・ルール(または契約)が前提
58-2	副学長等 の長	管理	妥当						
59-1	助教授	コーディネーション			TLO			??	
59-2	副学長等 の長	管理	妥当					2. 国家公務員としての立場で考えるべきである。	
59-3	副学長	管理			TLO				
59-4	助教授	コーディネーション			TLO			1. 校費による研究なり。 2. 忠誠というよりも研究費はどこから出されたのか。	
59-5	研究協力 部/部課 長	研究協力事務			TLO				
59-6	教授	教育・研究	妥当					2. 国が個人かの考えは理解できるが、大学への忠誠の真の意味が理解しにくい。	組織帰属意識
59-7	教授	教育・研究	妥当					1. この形態を脱却するには、大学独自の専門部局を各大学に強化しておく必要がある。 2. 大学が研究者にこのことを望むとすれば、それ相応の実動部局を保有する必要がある。現状では研究者個人の対応限界がある。	
59-8	教授	教育・研究			TLO			2. 国立大学の独立行政法人化が検討されている現在、知的財産の確保は大学にとって重要である。	
59-9	副学長等 の長	管理			TLO			1. 大学を優先的に考えるべきである。	
59-10	副学長等 の長	管理			TLO			1. 取得した後に譲渡契約を行うのが良い。 2. 在職中は個人有、国有を問わず権利を所属する大学にゆだねる。退職時に個人有のもののみ所有するようにする。	
60-1	助教授	教育・研究			TLO				

整理番号	回答者		江田教授の選択					事例4：大学のイニシアティブで設立したTLOの利用 - 忠誠問題を含めて -	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	妥当	TLO	その他	その他			
60-2	教授	教育・研究	妥当					1. 大学への忠誠とは何か、個人差が大きい。研究は大学という組織の中でプロジェクト化されていない、むしろ他大学の同じ分野の研究者と協同して、プロジェクト化している。2. 「自分の大学をよい大学にしたい」これを実現するプロジェクトは教育面の改善に重点が置かれている。研究環境の改善が取上げられたことはない。	大学への帰属意識が教員にとって価値や行動の判断基準になっているかを聞いたかった
60-3	教授	教育・研究			TLO				
61-1	助教授	教育・研究			TLO			1. 教官の自由裁量を増せばTLOは苦しい 2. Stanford Univ.の例に賛成	TLOの位置づけが大切
61-2	副学長等 の長	教育・研究			TLO				
61-3	副学長等 の長	管理			TLO				
61-4	助手	教育・研究			TLO			1. 特許実施権を発明者とも言えども恣意的とも言える判断で特定企業を優先する事は不適当と思ふ。 2. (忠誠とは) 大学としての「公式の意思決定」に従うことと考える。教員の処遇、学内資産の配分・活用、利益の配分について。	設問4への回答かチェックのこと
61-5	学長	管理	妥当					2. 特許は時間が重要である。TLOの改善が必要と考える。	
61-6	副学長等 の長	教育・研究	妥当					2. 大学への忠誠心は個人の自由をしばるものではない。	
61-7	副学長等 の長	管理			TLO				
61-8	研究協力 部/部課 長	研究協力事務			TLO			1. 大学の発展に寄与すべきでは。	
61-9	副学長等 の長	教育・研究						その他	1. いずれとも言い難い。2であるべきであろうが、1の考えを否定できない。 2. 国家公務員は大学への忠誠ではなく、国民への忠誠である。
62-1	学長	管理	妥当					2. 大学における真の目的は教育と研究である。従ってこの二点を十分に行う事が忠誠であり、特許はその付属的価値である。	
62-2	助教授	コーディネーション			TLO				
63-1	副学長等 の長	教育・研究						その他	1. 大学への忠誠が義務付けられているのであれば、TLO(株)を優先的に利用すべきである。一般的にはそれがないので妥当な選択。 2. (忠誠は)日本の大学ではないと思ふ。
63-2	助教授	教育・研究						その他	1. 江田教授がTLOの出資者でなければ関係なし。 2. 大学への忠誠を考えると、個人特許はおかしい。全て、国有特許と思われる。 2. 問題ないと思ふ。
63-3	副学長等 の長	管理	妥当						
63-4	副学長	教育・研究						その他	1. TLOの機能の問題であり、何とも言いえない。 2. 忠誠とはgive and takeが成立している事が前提である。研究しやすい環境の整備があればよいが。
64-1	学長	管理			TLO			1&2. 校費による研究であれば、大学の方針に従うのが当然であると思ふ。	
64-2	教授	教育・研究			TLO			1. ただし、特定の企業に譲渡する方が、事務的なわずらわしさが少ない。	現実論
64-3	副学長	管理	妥当						
64-4	研究協力 部/部課 長	研究協力事務	妥当						
64-5	教授	教育・研究						その他	1. 建前は2であろう。しかし、日本の多くの企業での認識は十分でなく対応方法は難しい。 2. 実際には、直接実用化が見込める様なものは、共同研究等で、企業も権利を持つのでは？
64-6	副学長	管理	妥当						
64-7	副学長等 の長	管理			TLO			2. 国立大学の法人化が「大学への忠誠」を強く求めるようになる。	

整理番号	回答者		江田教授の選択			事例4：大学のイニシアティブで設立したTLOの利用 - 忠誠問題を含めて -	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	妥当	TLO	その他		
64-8	副学長等 の長	教育・研究	妥当			1. 左記の選択に関するコメント 2. 「大学への忠誠」等に関するコメント	
65-1	学長	管理				2. 大学が特許の商品化(営業活動)を熱心に行い、特許に係わる紛争や問題が生じた場合には、弁護士・弁護士顧問を無償で(発明者等に)差し向けるなどの制度が整っていないなら、大学への忠誠は無用と考える。	
65-2	副学長等 の長	教育・研究	妥当				
65-3	助教授	コーディネイ ション		TLO			
65-4	教授	教育・研究	妥当			1. 現状では1でよいと思う。TLO自身の対応も含め、大学の対応が制度的にも明確になり、成果が上がるが見えてくれば、2の方が大学としては望ましい。 2. 大学に特許を扱う権限が実質的に与えられているわけではない。また、TLOがすべての大学に出来ているわけではない。現状では、この質問は意味がないのではないかと。	今回の調査は法人化に備える意図も含んでいる
65-5	教授	教育・研究	妥当				
65-6	研究協力 部/部課 長	研究協力事務		TLO		2. 自分が所属している組織の利益を優先させるべき。組織からの有形・無形のバックアップがあって、組織内の存在があると考えられる。	所属意識論
66-1	教授	コーディネイ ション		TLO		1. TLOの活動が正常に行われれば、長い目でみれば有利になっているはずであるが、TLO活動が始まったばかりの日本の現状では、実績が示せないで、「TLO優先にする」といっても説得力がない。 2. 忠誠を誓わせるだけのものが大学にある必要がある。従来の身分保障はそれになったかもしれないが、任期制が言われ、非常に流動的な社会情勢の下では、無理かもしれない。	任期性、流動性の契機は忠誠(所属意識)にマイナスに働くという指摘
66-2	助教授	コーディネイ ション		TLO		2. 現状では「大学への忠誠」の明確なものが無い。	
67-1	研究協力 部/課・ 産学連携 室長	研究協力事務		TLO			
67-2	教授	教育・研究	妥当			1. 競争的環境の中で、注文をとれないTLOは淘汰されるべきである。赤字TLOは国民の利益に反する。 2. 発明で得た利益を大学へ還元すべきことは当然である。TLO以外のルートでもこれが機能するようにすべきである。	
67-3	助教授	教育・研究		TLO			
67-4	教授	教育・研究	妥当			1. (連判は)現状では妥当。法人化すればそうでなくなるだろう。 2. 現状はないと考えている。(忠誠は)法人化すれば、求められるだろう。(そういう体制になるだろう)	
68-1	副学長	管理		TLO		1. 実用化のスピードを優先させることは問題である。特に学長からtlo(株)を利用して出願するよう示されていたのであれば尚更である。 2. 大学への忠誠というより社会的倫理の観点から利益相反に関し	
68-2	副学長	管理		TLO			
68-3	副学長等 の長	教育・研究			その他	1. TLOを通すことが義務化されていないなら自由。 2. 現在の人事制度、給与システム下では忠誠心は生じにくいと思う。	
68-4	教授	教育・研究		TLO		1. TLOは個々の教授の利益を優先するものではなく、その研究環境も含めてサポートするものと考えているので、ルール化も当然だし、守る必要がある。 2. 概念としては当然であるが、例えば日本の国立大学では一個の自立した組織存在とは言えない。一体人格がないところに忠誠はな	大学は組織にはならない

整理番号	回答者		江田教授の選択			事例4：大学のイニシアティブで設立したTLOの利用 - 忠誠問題を含めて -	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	妥当	TLO	その他		
69-1	副学長	管理		TLO		1. 左記の選択に関するコメント 2. 「大学への忠誠」等に関するコメント	
69-2	教授	管理	妥当			2. 資金が国費(大学経費)である場合に特許出願に対する大学への忠誠は有り得る。	
69-3	助教授	コーディネイ ション	妥当			1. TLOからつける教員のメリットによる。 2. Questionと特許出願ルートは合致しない。大学への忠誠へのメリットを明示し。(大学のPFI許容の範囲内で)	
69-4	副学長等 の長	教育・研究	妥当			1. 但し、本来なら とすべきだが、01-2を考えた。 2. (忠誠については)現状の日本の大学にはその必要性はない。何の見返りもない。	組織への帰属意識が仕事への動機づけになると考えるが
69-5	研究協力 部/部課 長	研究協力事務		TLO		1. tlo株式会社が発明者の意を汲みつつ、最適な対応をできる力を備えるべきである。 2. 忠誠心を持てる処遇が整えばいいのではないかと。	
70-1	副学長	教育・研究		TLO		2. 合意されていれば、それに従うべきである。	
70-2	副学長等 の長	教育・研究	妥当				
70-3	助教授	コーディネイ ション		TLO		2. 大学に戦略がない。教員に忠誠心がない。	
70-4	副学長等 の長	教育・研究		TLO			
71-1	副学長	管理		TLO		1. 実用化が比較的容易なものを優先して企業に譲渡したのであれば、大学への忠誠心に疑問がもたれる。 2. 事例4とは逆に、実用化の見込みの高いものをTLOに委託するように仕掛けるべきである。	TLOの位置づけが大切
71-2	研究協力 部/部課 長	研究協力事務		TLO			
71-3	助教授	コーディネイ ション		TLO		1. TLOが十分に機能している事を前提とする。 2. 「大学への忠誠」の「大学」とはどのような存在を考えれば良いか、不明確である。	所属
71-4	副学長等 の長	管理		TLO		1. スピーディであるか否かはTLOの機能の問題である。 2. (忠誠については)個人が大学より享受している便益その他を考えれば、大学全体、あるいはTLOのことを考えるのが当然である。	
71-5	副学長等 の長	教育・研究	妥当				
71-6	教授	教育・研究	妥当			2. 大学が独法化により法人となり、法人としての大学が特定の企業と関係を確認する事態になれば(忠誠心は)生じよう。	
71-7	教授	教育・研究		TLO		2. あくまでもその大学の学内法規との関係であろう。	
72-1	研究協力 部/部課 長	研究協力事務		TLO			
72-2	副学長等 の長	管理		TLO			
72-3	学長	教育・研究		TLO		1. 大学のTLOを設定しやすいような条件整備をする。 2. (忠誠については)大学の教育研究を充実発展させることは、大学教員の義務であり、大学教員が大学へ忠誠を尽くすことは当然である。	
72-4	助教授	教育・研究	妥当			1. 個人の特許の問題であり、それは、その個人がいかにかにメリットがあるかで判断されるべき。 2. 教員が企業ときちんとした形で正当な契約を結ぶのであれば可。	
73-1	教授	教育・研究	妥当			1. TLOよりもJSTの方が発明者に利益が多いなどでTLO自体にも問題があるので、大学がTLOを利用することを求めること自体、発明者の利益を損なう恐れがある。 2. 特許をその所属機関、出資者も権利を有するという考えは20世紀のアメリカで発明され盛んになった考えだが「特許権の思惑」は発明者の個人的利益を保障することで発明を奨励するものであった	TLOの強化・位置づけが大切
73-2	副学長等 の長	教育・研究		TLO			

整理番号	回答者		江田教授の選択			事例4：大学のイニシアティブで設立したTL0の利用 - 忠誠問題を含めて -	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	妥当	TL0	その他		
						1. 左記の選択に関するコメント 2. 「大学への忠誠」等に関するコメント	
73-3	教授	コーディネイション			その他	1. 大学でのルールによるTL0を使う事がルールならそうすべきであるし、そうでないなら江田教授が判断すればよい。 2. 大学としてTL0を重視するならばその旨文化し教授にも促さるべき。	TL0の位置づけが大切
73-4	助教授	コーディネイション	妥当			1. 個人有の特許に一番実用化の高い方法で選ぶのが妥当な選択。 2. 教員個人の名声を高める事が大学への忠誠につながる。	ユニークな見解だが野依教授の例から理解できる
74-1	副部長等の長	管理			TL0	1. 大学研究者がTL0を育てるという意識を持つ必要がある。	TL0の位置づけが大切
74-2	助教授	教育・研究	妥当			1. 「tl0株式会社を經由して特許出願することが大学機関として合意される」という状況が許されるのか否か、今ひとつわかりません。TL0株式会社に魅力があれば、そちら経由、そうでなければ企業経由、というのも会社間競争に思えます。	TL0の位置づけが大切
74-3	助手	教育・研究			その他	1. 日本の大学教官は組織としての大学よりも師弟関係を重視するので、大学への忠誠は2の次。 2. 日本における人事の決定プロセスを考えれば、大学と教員の間に忠誠心が生まれることは困難である。	人事が忠誠に関係する
74-4	教授	教育・研究			TL0	2. 大学へではなく出資者（国立大学ならば納税者）への忠誠が当然。	アカウンタビリティー同義
74-5	助手	教育・研究	妥当			1. 個人有と判断するのは大学であるのだから、その時点で、大学との合意の制約を受けないのではないか？ 2. 大学への忠誠心だけを求められ、実務の負担からは開放されないのは変である。	現実論
74-6	教授	教育・研究	妥当			1. TL0利用は強制ではないはず。 2. (忠誠については) 自分も属し利益を享受している大学組織に、自分としても貢献するのは幾分かの義務であろう。	
74-7	副部長等の長	管理			TL0	2. 今後「大学への忠誠」要求は強まるだろう。ただ同時に大学として、「忠誠」に応える仕組みを整備することが必要。	
74-8	教授	教育・研究			TL0	1. However the TL0 should speed up its operation. If it can't, it should transfer ownership back to Prof. Eda, provided Prof. Eda has a realistic plan to promote the development of the invention. (For example, provided Prof. Eda has found a company that would like to develop the invention and has the resources to do so.) (1)は株式会社を優先的に利用すべきであるがTL0は作業の迅速化を図らなければならない。もしそれではできなければ、江田教授がその発明を実用化する現実的な計画を持っていれば、特許所有権は江田教授にもどすべきである(例えば、江田教授がその発明を実用化するための会社を設立し、それを可能とする各種資源を持っているような場合)。	TL0のレベルアップ必要

整理番号	回答者		江田教授の選択			事例4：大学のイニシアティブで設立したTL0の利用 - 忠誠問題を含めて -	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	妥当	TL0	その他		
						1. 左記の選択に関するコメント 2. 「大学への忠誠」等に関するコメント	
74-8	教授	教育・研究				2. In a U.S. university, loyalty is based partly upon the contractual relationship between the university (employer) and its individual faculty members (its employees). Increasing the use of contracts may foster loyalty. But other steps to increase loyalty include giving universities independent legal status - including authority to recruit their own administrators and faculty (i.e., make personnel appointments and promotions), manage their own finances (and raise money on their own) and manage their intellectual property free from interference by central government agencies. Now the notion of university is amorphous and X loyalty to one's university means little more than operating within a big bureaucracy. Devolution of authority to individual universities (and event to individual faculties) will make faculty members feel they have a much greater stake in the success and reputation of their own institution. アメリカでは大学（雇用主）と個々の教員（被雇用者）との間の契約関係が忠誠（loyalty）の基礎の一部になっている。（日本でも）契約をもっと利用するようになれば忠誠は助長されるかも知れない。外に忠誠を育てるには国立大学を独立法人化して次のような権限を持たせることが考えられる：・ 大学行政職員と教員の採用と昇進の権限。・ 大学の財政の管理と独自に資金調達する権限。・ 中央政府の干渉を受けることなく知的財産権を管理する権限。現在（日本の）大学の概念（notion）はあいまいで、大学への『忠誠』というものは巨大官僚機構の中で無事に過ごす程度のこと意味するにすぎない。個々の大学に（またさらに個々の教員に）権限を委譲すれば教員は自らの大学の成功と名声にもっと関心をいだくようになる。]	（前より続き） 忠誠の基に契約の概念。法人化は忠誠を考えるときかけ
75-1	副部長等の長	教育・研究			TL0	1. 本来、大学有となるべきものが個人有になっている場合が多いので、制度的欠如を生めるTL0経由を大学（学長）が指示していると考えられる。企業ルートの場合に大学の利益にどう反映されるのかここは不明。 2. スタンフォード大学ではすべて大学有となり個人有にならないと思う。だから事情の異なる忠誠の比較は不適切。	
76-1	学長	管理			TL0		
76-1	副学長	管理	妥当			2. 国立大学の場合、「大学への忠誠」だけがルートではない。国民的な立場で利益を考えるべきであろう。	
76-2	副部長等の長	管理			TL0	2. 大学内で、TL0経由の特許出願の意向が示されていれば、それに従うべきであろう。	
76-3	助教授	コーディネイション			TL0		
76-4	研究協力部/副部長	研究協力事務			TL0	2. 大学組織の構成員として大学の利益となるような大学の方針に沿った行動をとることが妥当と考える。	
79-1	助手	教育・研究			TL0		
79-2	助手	教育・研究			TL0		
79-3	副学長	管理			TL0	1. Q1-1、選択肢1の状況が必要。	
79-4	副学長	教育・研究			TL0	1. TL0の機能が低いことが問題ではないが、十分考えられるが、自主自律を基本とする教授会中心（=教授会中心）な制度ではどうしようもない。	教授会を忠誠ないし帰属の核にするにはどの程度の合意があるだろうか

整理番号	回答者		江田教授の選択					事例4：大学のイニシアティブで設立したTL0の利用 - 忠誠問題を含めて -	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	妥当	TL0	その他	その他			
79-5	研究協力部/課・企画課 担当	研究協力事務		TL0			1. 左記の選択に関するコメント 2. 「大学への忠誠」等に関するコメント		
79-6	部局長等の長	管理	妥当				2. 英文直訳の忠誠がわからない。	原文ではAllegiance	
79-7	部局長等の長	教育・研究		TL0			2. ケースバイケースである。しかしなるべきTL0で。		
79-8	教授	コーディネーション		TL0			1. 企業が必ずしもスピーディーとは考えない。防衛特許もありえる。大学の研究を社会のための実用化にむすびつけるにはTL0がより公正と考える。 2. 大学では所属する多数の研究者の研究成果により社会的信用を得ている。個人の研究成果もその環境と無縁ではない。自分のメインテーマに属する発明はTL0(大学：現制度ではTL0)に帰属させるべきで、それが大学への忠誠の例となる。	企業ルートにも問題がある	
79-9	部局長等の長	管理		TL0			1. 大学との契約が成立していないのであるから許される行為ではあるが、モラルの面から許しがたい。これからは契約を作る必要があるとの例である。 2. 国立大学の場合、現状は大学への忠誠よりは、国家公務員としての忠誠が優先するであろう。法人化後は大学への忠誠を定める必要がある。	法人化後は契約必要アカウンタビリティ論モラルの	
79-10	教授	教育・研究	妥当	TL0			1. 現時点ではやむを得ない。十分に機能しておらず時間がかり無駄が多い。しかも将来はとなるべきである。 2. 大学に存在しているから研究が出来るということをお忘れではない。個人が大学とは別に「金もうけ」に走ることは許されない。		
79-11	助教授	教育・研究		TL0					
79-12	教授	教育・研究					1. TL0を利用することによって知的所有権の保護にも有利。 2. 利益が大学に還元される形であれば良しとすべき。大学の構成員はそれだけの意識を持つべき。		
79-13	助教授	教育・研究		TL0			2. “忠誠”とは何か。自発的かまたは制度上やむを得ず“忠誠”をつくすのか。不明。		
79-14	助手	教育・研究	妥当						
79-15	助教授	教育・研究		TL0					
79-16	助教授	教育・研究		TL0					
	教授	教育・研究		TL0					
81-1	部局長等の長	教育・研究		TL0					
81-2	教授	コーディネーション	妥当				2. (忠誠については)日本の大学にはこの文化がないように思う。		
81-3	部局長等の長	教育・研究				その他	2. これまた制度の問題であり、知識がなく答え難い。しかし、教官任用時に、公務員として、国民に奉仕することは誓っても、大学への忠誠心などと言う不明確なものに同意していないはず。		
81-4	研究協力部/部課長	研究協力事務		TL0			2. 特別の経費を用いた特許については、国有特許としてあつかうべき。		
81-5	部局長等の長	管理		TL0					
81-6	教授	コーディネーション	妥当				1. 個人有の判断が下りたのだから仕方がない、個人の自由。ただし、独法化後は個人有から大学有(民間のように)する。 2. この例については回答不可。		
81-7	教授	教育・研究		TL0			2. 良いことではない。		
81-8	教授	コーディネーション	妥当				2. TL0のルートをもっと少し明確に規定して義務化まですべき。そうしないとTL0は育たない。	TL0の位置づけが大切	

整理番号	回答者		江田教授の選択					事例4：大学のイニシアティブで設立したTL0の利用 - 忠誠問題を含めて -	備考 (プロジェクトによるメモ)
	現役職	現在の仕事の重点	妥当	TL0	その他	その他			
83-1	新学長	コーディネーション		TL0			1. 左記の選択に関するコメント 2. 「大学への忠誠」等に関するコメント	流動性と大学への忠誠のコンフリクト(そうではない見方もあるのでは)	
85-1	新学長	管理	妥当						
85-2	研究協力部/部課長	研究協力事務		TL0			1. 基本的にはTL0を通じた研究成果の社会還元を図るべき。		
85-3	教授	教育・研究		TL0			2. 大学への忠誠とは大学の社会における評価をあげることをもって考えるべきであろう。		

TLO 関係者（事例 4）

事例 4

1

整理番号	回答者 職責	江田教授の選択			事例 4 : 大学のイニシアティブで設立したTLO の利用 - 忠誠問題を含めて -	備考 (プロジェ クトによるメ モ)
		妥 当	T L O	そ の 他		
1	研究協力部/ 課・産学連 携担当		大学TLO		1. 左記の選択に関するコメント 2. 「大学への忠誠」等に関するコメント	
2	TLO役員			その他	1. 事例のケースは国公立大学の固有の問題で、私立大学のTLOには当てはまらない。ただし、TLO発足以前は、全案件が個人帰属であったため、過去の慣習がいまも継続されて、発明届が出されぬまま、企業などへの譲渡が行われている実態はあるものと考えられる。 2. 現実問題としては、教員の倫理観に負うところが大きい。	
3	TLO役員			その他	1. 別にTLOへ渡すことが良いと判断しないことは十分ありえる（現行制度のもとでは）。 2. 一般的に現在の研究者に自分の属する大学への忠誠心がどれくらいあるのかを調べた方がよい。	
4	TLO役員	妥当な選択		その他	1. 特許出願する目的は何か、社会貢献の目的は何か等、基本的な考え方及びそのためにどうしたらよいか先生方にしっかり理解していただくことが先決と思う。例えば、一企業のみ譲渡したほうが社会貢献の目標に合致するのの等についてもtlo(株)が特許戦略の一つとして相談ののつてくれるはず。まずtlo(株)と相談するのがよい。 2. 押し付けの「忠誠」ではなく、自発的にそうしようとなるようにすべきと思います。一つ二つと成功事例をやる気のある先生と実現し、PRするのがベストと思います。	
5	TLO役員	妥当な選択			1. 個人帰属と判定された成果に対しては、大学機関としての合意のしほりを受けべきでない。 2. 大学帰属の米国における「忠誠」は個人帰属の日本にはあてはまらない。	TLO担当理事
6	教授	妥当な選択		その他	1. 特許は基本的に個人に所属するものであるからその特許の譲渡先は自由 2. specificに特許のことを言っていれば、contractとして、就業規則にのせるべき。	
7	TLO役員			その他	1. 個人に帰属するものをどう取扱うかについて外野が“強制”することは困難。独法化し、特許が組織帰属となれば状況は全く異なる。 2. 忠誠の問題よりルールの問題。	
8	TLO職員		大学TLO		1. 研究成果が社会で活用されるために、複数のルートがあってもよいと思うが、個人の利益優先で大学の利益を無視することは不適当。 2. 存在基盤である大学のルールに従うのが当然。	
9	TLO職員		大学TLO		1. tloではより広い活用をはかるとともに、大学への還元も対象としている。 2. 一般的には、帰属組織の方針を守るべし。	
10	TLO職員		大学TLO		1. TLOルートを優先的に考えることは、大学の経営にとっても大切です。 2. 大学への忠誠はTLOルートと、明確にすべき。	

事例 4

2

整理番号	回答者 職責	江田教授の選択			事例 4 : 大学のイニシアティブで設立したTLO の利用 - 忠誠問題を含めて -	備考 (プロジェ クトによるメ モ)
		妥 当	T L O	そ の 他		
10	TLO役員		大学TLO		1. 左記の選択に関するコメント 2. 「大学への忠誠」等に関するコメント	
11	TLO役員		大学TLO			
12	TLO職員		大学TLO		1. 大学の取組みであれば、それが基本。	
13	TLO職員	妥当な選択			2. 大学教官の考え方が理解していないのでコメントできない。	
14	TLO職員		大学TLO		1. 教官および大学の利益を主張できるようにするため。 2. 大学(国)からの給与に見合う成果は出す必要あり。	
15	TLO職員		大学TLO		1. TLOよりも企業に譲渡した方がスピーディーに実用化できると考える所に問題があり、TLOを介した方が企業との交渉がスムーズにいき、スピーディーに実用化され、妥当なロイヤリティが還元されるという環境を作るようTLOが努力することが重要と考えます。 2. 企業に譲渡した方がスピーディーに実用化できるのであれば、江田教授の判断は正しいと思います。大学への忠誠よりも、社会への忠誠の方がより重要ではないでしょうか。	
16	TLO職員		大学TLO		1. 国民の税金で給料と研究費の出ている先生が自分の都合だけで判断できる現在のやり方がおかしい。成果収益の一部が公に還元されるルート（現在ではTLO、独立行政法人化後は機関所有にすることも選択肢の一つ）で出願するようにルール化すべきである。 2. 大学がルールを決め、それに教官を従わせることは組織として当然だが、現在の国立大学ではそれができていない。早く独立行政法人化して、自律性(自立性)を大学に持たせるべきだ。	
17	TLO役員		大学TLO		1. 個人帰属の発明の処理方法は自由である。しかし技術移転困難な発明を押し付けるためにTLOがあるのではない。 2. 個人有とされた発明も、発明のバックグラウンドに大学という知的環境があることを意識すべきであり、大学への利益還元を考えるべきと思うが、大学への忠誠と云う意味で、現行制度の中では拘束できない。	
18	TLO役員	妥当な選択			1. 発明(者)が個人有と決定した以上個人の判断。	
19	その他		大学TLO		1. 江田教授の考え方は論外である。 2. 組織人として大学から給料をもらっている限り、TLOルートが優先するのは当然。将来国立大学法人になれば、法人所有となるだろう。そつすべきと考えている。その場合、江田教授の選択は不可能となる。	
20	TLO職員		大学TLO		1. 学内規定整備要	

産業界（事例4）

事例 4

1

整理番号	回答者 職責	江田教授の選択			事例 4：大学のイニシアティブで設立した TLOの利用 - 忠誠問題を含めて -	備考 (プロジェクト によるメモ)
		妥当	O T L	その他		
1	金融（協会） 専務理事		大学 TLO		1. 左記の選択に関するコメント 2. 「大学への忠誠」等に関するコメント	
2	製造（電機） 研究開発本部長		大学 TLO		2. 産業人の場合、会社との関係は規定及び契約での関係で会社への忠誠も規定しているわけではない。	
3	製造（窯業） 研究開発本部長		大学 TLO		2. 会社の場合は一般的に出願前に特許の権利を会社に譲渡をしている。大学の場合も学内での審査を行い、大学としての利益確保に努めるべきと考える。	
4	製造（電機） 常務取締役		大学 TLO		将来的には全て国有特許とすることが望ましい。そのためには上記の如く、発明者への還元等を含めたインセンティブのルール化が必要。	
5	製造（医薬） 研究情報部長	妥当な選択			1. 特許は実用化されて初めて価値が出るので妥当と考える。 2. 企業人としては会社方針が出ておれば忠誠を誓わざるを得ない。	
6	製造（精機） 開発部長		大学 TLO		2. 余技で生まれたもの以外は、その組織を通じ出願すべき。	
7	製造（輸送） 技術研究所 総務グループ 長	妥当な選択	大学 TLO		1. TLOを通じた企業への道が拓けているので、活用するほうがベター。企業でも「知財部」等を通じた出願が原則。 2. 上記のケースで大学の研究活動にTLOルートの資金が還元できれば、出願者の動機づけにもなる。	
8	サービス（設計） 統括部長	妥当な選択			2. 産業人でも個人と会社を使い分けると思う。	
9	サービス（デザイン） 技術統括室長		大学 TLO		2. 「大学への忠誠」とは何を以て定義するのが必要。企業は規則化されている。	
10	製造（繊維） 企画部長			その他	1. ルートの問題ではなく権利帰属の問題。 2. 個人に権利が帰属するならば、どの様にするかは個人の問題であり、一般論は無意味。	
11	製造（電機） 企画推進室主 事	妥当な選択			1. これもQ3と同じ現行制度の中では許される選択だと判断します。 2. 「金銭報酬」「処遇」と「忠誠心」「帰属意識」は、切っても切れない関係ではあるが、それだけでは無いと考えます。「信頼できる関係」を築くことを重視するべきではないですか。	忠誠信頼できる関係という考え方

事例 4

2

整理番号	回答者 職責	江田教授の選択			事例 4：大学のイニシアティブで設立した TLOの利用 - 忠誠問題を含めて -	備考 (プロジェクト によるメモ)
		妥当	O T L	その他		
12	製造（電機） 研究所			その他	1. 公の資金、大学の個人資金を使うのものは原則としてTLOを通すべき（資金の出所による判断が必要）。 2. 理工系の場合には「学問の自由と忠誠」が課題になる。但し、契約上の条項があれば差し支えない（独法でどうするか）。	
13	製造（機械） 相談役		大学 TLO		1. 「学長からなるだけTLO株式会社・・・」とあるが、「原則として」と明確にすべき。ルールを明確にすることを条件にTLOルートを取るべきである。本件の場合、企業との癒着と取られかねない。 2. 産業人は会社の目的を果たすため、夫々の役割・機能を保って組織的に活動している。従って会社への忠誠心は必須である。大学に於ても、構造としては同じと考える。	
14	基盤（電力） 役員	妥当な選択			1. まず、個人有とした判断が好ましくない。大学が何らかの影響を持ちたいのならば、大学組織の所有とすべき。個人有と判断された発明は、個人が自由に処分できるべきである。 2. 「忠誠」というのが単なる精神条項のスローガンならば、物足りない。大学での研究内容に関する発明（職務発明とすべき）が個人有にすること自体が理解しにくく、大学に特許権を譲渡するルールにすべき。	
15	製造（繊維） 技術部長	妥当な選択			1. 出願ルールが規定されていない状態ではこうなる。 2. 企業の場合、企業行動基準の様なものがあり、その遵守が義務づけられている。大学でも必要（なければ）。	
16	基盤（通信） 技術部長				1. 企業への忠誠という面では、江田教授の対応は問題がある。大学として方針が示されている（この場合は学長の意向）のであれば、これに従うべきだと思う。 2. 大学としてTLO株式会社を活用することで社会への貢献を目指しているわけだから、大学の教授は大学への忠誠という立場ではTLO株式会社を使用すべきだと思う。企業としても、グループ一体での企業活動等の方針が示されているのであれば、これに従うべきだ。単純に自分の都合だけで対応すべきではない。	
17	基盤（鉄道）	妥当な選択				
18	製造（鉄鋼） 副支店長		大学 TLO		1. 企業に譲渡の対価が不明であり、ガラス張りの精神に反する。	

事例 4

整理番号	回答者 職責	江田教授の選択			事例 4：大学のイニシアティブで設立した TLOの利用 - 忠誠問題を含めて -	備考 (プロジェクト によるメモ)
		妥当	O L	その 他		
19	製造（樹脂） 企画担当部長		大学 TLO		1. 左記の選択に関するコメント 2. 「大学への忠誠」等に関するコメント	
20	製造（機械） 常務取締役		大学 TLO			
21	製造（繊維） 研究企画部 主席部員		大学 TLO		2. 特定企業との共同研究もしくは資金援助を受けている場合を除けば、特許の種類に関わらず TLO を通すべきではないか。	
22	製造（医薬） 室長		大学 TLO		2. 企業でも依然として終身雇用制度を背景とした忠誠というスピリットは生きている。しかし、研究者等（物を考えて、成果を生み出す人たち）に対する忠誠のおしつけが、研究者のマインドを拘束しているのも事実である。したがって、余り拘束、規制することは教員のインセンティブを限定するのではないか。	
23	金融（証券） 部長	妥当な 選択			1. 発明委員会の判断がなされているので問題はないと考える（大学の機関であることを前提）。 2. 発明委員会が大学の機関であれば、その判断で個人有、大学有となるのだから問題はない。それなのに「なるだけ望ましい」との意向が示されていた」はきわめて不明確なもので指示として不適当と思われる。	
24	基盤（鉄道） 技術部マネージャー		大学 TLO		1, 2. 「実用化のスピーディーさ」と、それを踏まえての判断であろう「組織の方針」とを比較してみると、所属する組織の一員としては、組織の方針に忠誠する（従う）ことが妥当な判断ではないか。	
25	製造（電機） 企画部長		大学 TLO		1. 企業に譲渡する場合の規定は、明文化されているのか。 2. 忠誠は、規定や契約で明確にするもの。辞職した場合どう扱うのか。	
26	製造（鉄鋼） 開発企画部 次長		大学 TLO		1. 個人帰属の問題。 2. 国立大学の法人化、教員の非公務員型が実現すればすっきりする。個人とは何か。	
27	製造（化学） 技術部 企画 室主席	妥当な 選択			1. 1998年からのまだ歴史の浅いTLOを通すことは、実用化への遠い道のりになる。最終的にTLOが機能し、十分なコーディネイト機能も発揮できるようになれば、江田教授もTLOを通すべきだろう。 2. 属する特定の大学への忠誠は、それが、大学の本質的ミッションと一致しているかぎりにおいてである。企業においても、産業の成長・育成に障害となる行動は、短期的に利益を得られるであろうが、長い目で見れば損失である。	

事例 4

整理番号	回答者 職責	江田教授の選択			事例 4：大学のイニシアティブで設立した TLOの利用 - 忠誠問題を含めて -	備考 (プロジェクト によるメモ)
		妥当	O L	その 他		
28	製造（機械） 取締役技師長		大学 TLO		1. 産学連携のために、TLOという組織が生まれたのだからTLOを利用すべきである。但し、TLOもスピードに実用化できるよう改善すべきである。 2. 大学がTLOルートで出願することを推薦するのであれば、規定として明文化化が必要である。	
29	製造（精機） 研究部次長	妥当な 選択			2. 「忠誠」を求める時代ではない。	
30	製造（医薬） 取締役研究開 発本部長		大学 TLO		1. 原則として大学で実施される研究はTLOルートとすべきであるが、発明の有効利用を考慮し、個人有の特許に於いて企業ルートとする余地も残すべきである。又判断する審査機関の設置も考慮されるべきである。 2. 大学の教官は、教育以外にも研究成果を期待して応分の給与が与えられている。個人有と判断される校費研究成果は、原則としてTLOルートとすべきである。特許の実用化の容易さについての判断は、可能な限り第3者機関がすべきである。	
31	基盤（建設） 専務取締役			その他	1. 原則としてはTLOを通すべきと考えるが、TLOの制度が未成熟な現状を考えるとスピードがある対応を考え仕方がない選択であった。 2. 学問の世界でもビジネスの世界でもモラルは重要。自分の帰属する大学への気持は大切にしたい（してほしい）。	
32	基盤（土木） 事業企画室課 長		大学 TLO			
33	製造（医薬） 研究計画推進 部担当部長	妥当な 選択			1. 教授の対応と大学への忠誠はこの場合は関係ないと思う。大学がtlo社と明確な契約を結び、tlo社の介した特許出願が、大学あるいは発明者に明確な見返りを規定していれば、大学も研究者にもっと強く拘束したはずであり、「望ましい」といったあいまいな表現ではなかったはずである。 2. 組織への忠誠は、その組織が個人にどれだけ適切な評価にもとづき賞罰を下すかにより定まる。今後大学研究者も自己の発明によりベンチャー企業をおこすことが多くなるので、大学当局もそれを意識した規約づくりが必要となる。	
34	製造（電機） 専務取締役		大学 TLO		1. 事例の様な状況はTLOの機能未成熟と発明者の意向無視の様な場合に発生すると考えられる。従って2. 学内に於いて発明された特許については大学の方針に従うべきである。	

事例 4

5

整理番号	回答者 職責	江田教授の選択			事例 4：大学のイニシアティブで設立した TLOの利用 - 忠誠問題を含めて -	備考 (プロジェクト によるメモ)
		妥当	O L	他 その		
35	基盤（ガス） 企画部課長		大学 TLO		1. 左記の選択の関するコメント 2. 「大学への忠誠」等に関するコメント 1. Q 1-1 と関連する制度・仕組みがあるものと 仮定すれば、教官も大学への忠誠は求められるべき である。 2. 個人の的確な業績評価と忠誠心はワンセットで 考えられるべきである。	